

令和3年1月26日

専攻科生徒
保護者・保証人 各位

富山県立雄峰高等学校
校長 上田 晃嗣

新型コロナウイルス感染症拡大防止における出席停止措置について (令和3年1月修正版)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、本校では感染拡大リスクを可能な限り低減し学校教育活動を継続するため、これまでも感染防止対策の徹底について協力をお願いしておりますが、改めて出席停止の期間等についてお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法により出席停止の扱いとなっています。出席停止期間は欠席となりませんので、ゆっくりと療養してください。

また、出席停止の基準及び期間については以下のとおりとなりますが、今回の流行に限る措置となります。今後の感染症の拡大状況や医学的見地の情報により変更する場合があります。

出席停止となる基準

- ① 医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断（確定）された。
- ② 濃厚接触者と特定された。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いと診断され、検査の結果が出るまで自宅等で待機した。
- ④ 家族等が濃厚接触者として特定された。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状が見られ、無理せず自宅で休養した。

【出席停止の目安】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・重症化しやすい者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・その他、発熱や咳などの比較的軽い症状が続く場合

- ⑥ 校長が認めた場合。

※上記の事由等が発生した場合には、速やかに保護者（生徒）より学校へ必ず連絡をお願いします。

※出席停止の期間（上表、①～⑤に対応）

- ① 治癒するまで出席停止。
- ② 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して14日間。（無症状であっても検査を受けることが望ましい）
- ③ 検査結果（陰性）が出るまで。
- ④ 当該家族等の検査結果（陰性）が判明するまで。ただし厚生センター等から指示があればその期間。
- ⑤ 検査を受けることが望ましい、検査結果（陰性）が出るまで。

※上記①に該当の場合のみ、登校を再開する際には必ず「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」及び、「新型コロナウイルス感染症の登校報告票」を担任に提出してください。

※上記②～⑥の場合は、登校を再開する際には必ず「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」のみ担任に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」や、「新型コロナウイルス感染症の登校報告票」は、本校ホームページからダウンロードできます。